

「福岡県障がい者スポーツ大会 見舞金補償制度」のご案内

福岡県障がい者スポーツ大会に参加中におけるリスクに備える見舞金補償制度（おケガ等の補償）です。
見舞金補償制度は、参加者・介助者・役員・スタッフ・ボランティアのケガと特定疾病を補償します。
（本制度は大会事務局にて一括加入しますので、改めて掛け金等を徴収する事はありません。）

補償内容

補償対象範囲			補償金額	
(1) 見 舞 金 補 償 制 度	災害死亡補償金	傷害事故	500万円	
		特定疾病	500万円	
	後遺障害補償金	傷害事故	20万円～500万円	
		特定疾病	20万円～500万円	
	入院日額（1日あたり）	傷害事故	5,000円（180日以内）	*1日目から補償金支払いの対象となります。
		特定疾病	5,000円（180日以内）	
	手術	入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額		
	通院日額（1日あたり）	傷害事故	3,000円（90日以内）	*1日目から補償金支払いの対象となります。
特定疾病		3,000円（90日以内）		

対象期間

2025年4月27日（日曜日） 7時～18時
2025年5月18日（日曜日） 7時～18時

対象となる事故の範囲

第4回福岡県障がい者スポーツ大会に参加中の活動に限定されます。

補償の対象となる方

福岡県障がい者スポーツ大会に参加中※の参加者・介助者・役員・スタッフ・ボランティア等で、参加者名簿に記載のある方。
※大会参加のために自宅を出発してから、大会を終えて自宅に戻られるまでの間の通常経路の往復中も見舞金補償制度の対象になります。

補償の対象となる特定疾病（見舞金補償制度）

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ① 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患 | ⑤ 日射病および熱射病等の熱中症 |
| ② くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 | ⑥ 低体温症 |
| ③ 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 | ⑦ 脱水症 |
| ④ 細菌性食中毒 | |

補償金をお支払いする場合		補償金をお支払いできない主な場合
災害死亡補償金	ケガや特定疾病を被った日からその日を含めて180日以内に補償対象になる方が死亡した場合に、災害死亡補償金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償金がある場合は、災害死亡補償金からその金額を控除した残額をお支払いします。	次のいずれかによって発生したケガや特定疾病に対しては補償金をお支払いしません。 ① 補償対象になる方の故意・重過失 ② 補償対象になる方の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③ 補償対象になる方の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④ 補償対象になる方の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤ 戦争・暴動など ⑥ 保険契約の始期直前の12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患（継続契約の場合で、継続して3年以上被補償者である者を除く） ⑦ 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの ⑧ 鍼、灸、マッサージなどの医業類似行為のうち、医師の指示がない治療 等
後遺障害補償金	ケガをした日からその日を含めて180日以内に補償対象になる方に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合に、後遺障害補償金をお支払いします。支払割合（最高100%）は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
入院補償金（日額）	補償対象になる方がケガや特定疾病の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき入院補償金をお支払いします。ケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	
手術補償金	入院補償金を支払われる場合で、補償対象になる方がケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内にケガや特定疾病の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限りします。	
通院補償金（日額）	補償対象になる方がケガや特定疾病の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき通院補償金をお支払いします。ケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。	

事故の手続きについて

- ① 参加者自身の故意や重大な過失に因る事故、または治療実績のある特定疾病などの発症の時期によっては補償対象とならない場合があります。
- ② 体調不良やケガをした場合は、参加当日に大会事務局が設置する救護所に必ず処置を受けてください。
- ③ 大会中の事故が原因で、帰宅後に不調を感じられた場合は、2週間以内に大会事務局にご連絡ください。

事故が発生した場合は、以下の項目について大会事務局にご連絡ください。

- 事故発生の日時、場所、原因、状況

【お問い合わせ先】

大会事務局：一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会

〒816-0804

福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ6階

TEL: 092-582-5223

FAX: 093-582-5228

E-mail: info@f-psa.jp